

〔普通預金〕

1. 商品名	・普通預金
2. 販売対象	・個人、法人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります（非課税法人は除きます）。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求しません（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）。
9. 付加できる特約事項	・満20歳以上の個人のお客さまは、総合口座のお取扱いができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・定めはありません。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・なお、所定の各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考事項	・公共料金等の自動支払及び給与・年金等の自動受取のお取り扱いができます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。